地域協会発第6号

令和 元 年8月30日

各地区本部長 殿

　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神奈川県地域協会

会長　青　 博 孝

感電死亡災害に鑑みた低圧活線作業の基本ルールへの明文化について

（ 東京電力パワーグリッド㈱からの周知依頼 ）

　標記、感電死亡災害に鑑みた低圧活線作業の基本ルールへの明文化につきまして、全関東電気工事協会を通じて東京電力パワーグリッド㈱より別紙の周知依頼文が届きました。

　つきましては、引込線関係請負工事店の皆様を始めとする東京電力パワーグリッド㈱業務に従事する皆様に次の事項を周知くださいますようお願いいたします。

記

１．基本ルールへの明文化

　　　東電PGでは、過日発生しました，動力縁廻し線接続作業中に発生した感電死亡災害を受け，低圧活線作業に関し，以下のとおり基本ルールに明文化することとしました。

（１）作業者は，昇柱前に必ず低圧手袋や防具の点検を実施し，点検で不備があった場合は取り替えているか。また，常に予備の低圧手袋を所持しているか。

（２）作業者は，電線接続などの低圧充電部を露出させる作業において，作業位置や作業体勢を変更する際は，低圧露出充電部を防護しているか。

（３）作業者は，低圧活線作業において，接地体※に身体が接触することが明らかな場合には，保護具や防具により，接地体※に直接身体が接触しない措置をとっているか。

（４）金属柱上（複合柱含む）での低圧活線作業時は，絶縁性能を有した作業靴を着用しているか。

（５）作業責任者は，上記（１）～（４）の履行状況を確認し，適切な指示を出しているか。

* 本ルールにおける接地体とは，接地線に直接接続された鋼管部分，メッセンジャーワイヤーなどを指す。

２．適用日

　　　即日実施

３．その他

　　・委託工事店安全研修資料については，別途周知します。

　　・全関からの依頼文書を添付いたします。

４．お問合せ

　　　神奈川県電気工事工業組合事務局　電話045-251-4671まで

以上